

大和市文化芸術振興基本計画〔第 3 期〕（案）

1 はじめに

市長あいさつ

2 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景、目的

①国の動向

○文化芸術に関する法整備

- ・我が国では、国民の文化に対する関心や期待の高まりを背景に、平成13年(2001年)に文化芸術振興基本法(以下、基本法)を制定し、文化芸術の振興を図るための基本理念を明らかにするとともに、実現のための施策の方向性が示されました。さらに、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な方針となる基本方針を策定し、文化芸術の振興に取り組んできました。
- ・また、基本法の基本理念に基づき、地域の文化拠点として重要な役割を担う劇場、音楽堂等に対し、その定義を明確にし、活性化を図ることを目的として、平成24年(2012年)に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(以下、劇場法)を制定しました。これにより、劇場、音楽堂等の法的位置づけやその役割、実現のための施策を明確にし、実演芸術をはじめとする地域の文化芸術の振興のための環境整備が一層図られることとなりました。

○文化芸術を取り巻く社会状況の変化

- ・今日、少子高齢化やグローバル化の進展など社会状況が大きく変化する中で、文化芸術によって生み出される多様な価値をあらゆる関連施策に取り込み、得られた成果を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させる総合的な文化芸術政策が求められるようになりました。
- ・さらに、平成32年(2020年)の開催が決定した東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、東京2020大会)は、スポーツの祭典であると同時に、文化の祭典であることから、これを契機として実施する「文化プログラム」の全国展開を図ることで、我が国の文化芸術を世界へ発信するとともに、次世代に誇れる文化芸術の新たな価値をレガシー(遺産)として創出する好機としています。

○基本法の改正

- ・このような社会状況の変化に対応するため、平成29年(2017年)に基本法の初めてとなる改正が行われ、名称も文化芸術基本法(以下、改正基本法)と改めました。改正基本法では、基本理念や基本的施策の内容等を見直すほか、文化芸術政策の目指すべき姿や施策の方向性を示す「文化芸術推進基本計画」を策定することとし、従来の文化芸術の振興にとどまらず、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開を図ることとしています。
- ・平成30年(2018年)には、文化芸術推進基本計画が策定され、それに合わせて文化芸術と関連分野との連携を図るための各個別法や国家戦略が制定、策定されるなど、我が国の文化芸術施策は大きな転換点を迎えています。

②本市の取り組み

○本市の文化芸術施策の歩み

- ・本市では、平成21年（2009年）、誰もが共通して願う「健康」を市政の中心に据え、「健康創造都市やまと」を将来都市像に掲げる「第8次大和市総合計画」（以下、総合計画）を、市政における最上位計画として策定しました。この総合計画では都市の構成要素である「人」、「まち」、「社会」を健康の視点で捉え、それぞれを良好な状態することにより、市民生活の向上を図るまちづくりを目指しています。
- ・文化芸術の分野では、基本法において地方自治体の責務として定めた「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策の策定及び実施する」ことを踏まえ、本市の将来都市像を文化芸術の側面から実現を図るため、同年に大和市文化芸術振興条例（以下、条例）を制定しました。
- ・この条例は、本市における文化芸術振興の基本理念のほか、市民、市の役割、その他施策の基本となる事項等を定め、文化芸術振興のための総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会の実現を目指すという本市の明確な意思を示すものです。
- ・また、条例に基づくプランとして、文化芸術振興に関する施策の総合的かつ計画的に推進するため、平成23年（2011年）に大和市文化芸術振興基本計画を策定して以降、計画に基づいて様々な文化芸術事業を展開しています。

○文化創造拠点の誕生

- ・昭和47年の開館以降、長年にわたり市民の文化芸術の発表の場としてその活動を支えてきた「生涯学習センターホール」は、建物の老朽化や設備機能の著しい低下などにより市民の文化芸術活動に対する高いニーズに十分応えることが難しくなったことから、新たな芸術文化ホール建設への大きな期待が寄せられることとなりました。
- ・そのような背景から、本市では大和駅東側第4地区における文化複合施設「文化創造拠点シリウス」の整備に向けた取り組みを進め、平成28年（2016年）11月、同施設内に念願となる「やまと芸術文化ホール」を開館しました。
- ・同施設は高い音響性能や舞台設備を備えたメインホールをはじめ、さまざまな用途にも対応できるサブホールのほか、大型作品を含む幅広い展示ができる本格的なギャラリーなどを有し、市民の文化芸術活動を支え、創造力を育む文化創造拠点として、多くの市民に親しまれる施設となるなど、本市の文化芸術の環境は大きくかつ急速に変化をしています。

○将来に向けて

- ・平成31年（2019年）3月には、最上位計画である総合計画が10年の計画期間を終え、これからの10年間を見据えた新しい計画（以下、次期総合計画）を策定し、新しい時代のまちづくりの方向性が示すこととなります。
- ・同様に、現在運用している大和市文化芸術振興基本計画[第2期]（以下、第2期計画）が、その計画期間を終えることから、こうした文化芸術を取り巻くあらゆる状況の変化等を踏まえ、第2期計画の内容を見直し、本市における文化芸術の振興を一層図っていくため、大和市文化芸術振興基本計画[第3期]（以下、本計画）を策定することといたしました。

(2) 計画が対象とする文化芸術の領域

- ・本計画においては、文化芸術の振興に焦点を当て、改正基本法に例示されている芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財などを対象とします。
- ・どの分野にも当てはまらないような、創造力に富んだ「新たな文化芸術」も対象に含めるものとします。
- ・また、その振興にあたっては、関係する他分野との連携を図りながら、具体的な取り組みを推進します。

改正基本法における文化芸術の例示

芸 術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他電子機器を利用した芸術

伝 統 芸 能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸 能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

生 活 文 化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化

国 民 娯 楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物及びレコード等

文 化 財 等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

地域における文化芸術：各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能、文化的景観

(3) 計画の期間

- ・本計画は、最上位計画である「次期総合計画」の前期基本計画との整合を図り、計画期間を平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

	平成31年 2019年	平成32年 2020年	平成33年 2021年	平成34年 2022年	平成35年 2023年	平成36年 2024年
次期総合計画 (前期基本計画)	平成31年(2019年)～					
大和市 文化芸術振興条例	平成21年(2009年)～					
大和市 文化芸術振興基本計画	平成31年(2019年)～					
文化芸術推進 基本計画	平成30年(2018年)～					

(4) 計画の性格

- ・本計画は、第2期計画の考えを継承するとともに、国の動向を踏まえ、次の4つの性格を持ったプランとします。

①将来都市像を文化芸術の側面から実現する計画

- ・総合計画は、市が行うすべての施策や事業の根拠となる計画です。
- ・本計画は、次期総合計画に掲げられた将来都市像「健康都市 やまと」を文化芸術の側面から実現するためのプランです。

②文化芸術振興条例の目的、基本理念を具現化する計画

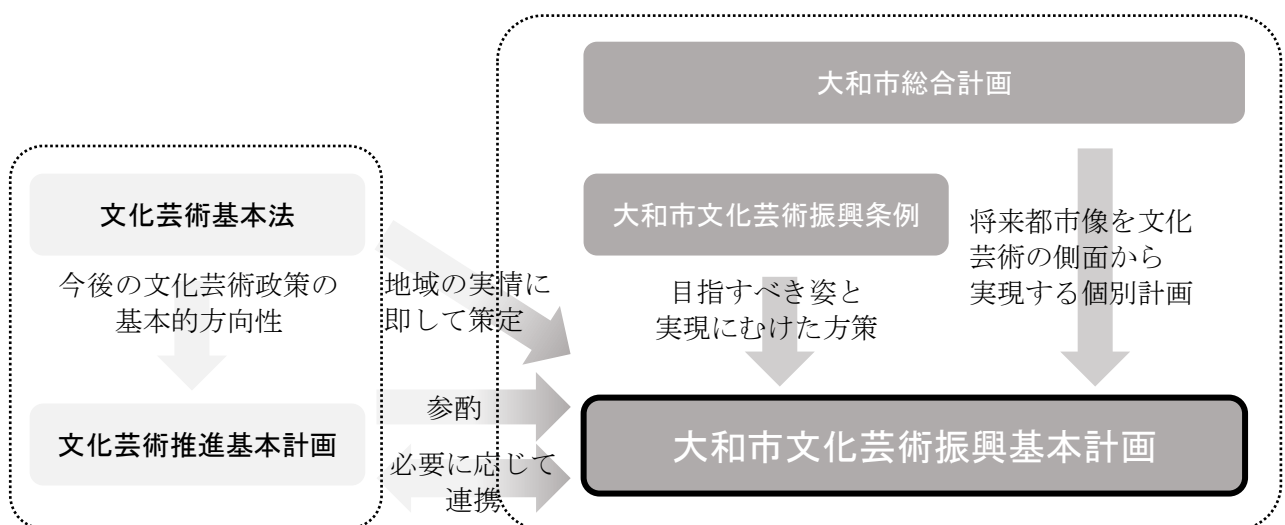
- ・大和市文化芸術振興条例は、文化芸術の振興を図るという大和市の意思を明確に示すもので、文化芸術振興の拠り所となるものです。
- ・本計画は、この条例に定められた目的、基本理念を具現化するため、目指すべき姿およびその実現に向けた方策を示すプランです。

③市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画

- ・大和市文化芸術振興条例には、第3条に市民の役割、第4条に市の役割をそれぞれ定めています。
- ・本計画は、文化芸術に関わる各主体が担う役割を明らかにし、それを共有することができるプランです。

④改正基本法の趣旨を踏まえ、国の施策との連携を図る計画

- ・改正基本法第7条の2では、国の文化芸術推進基本計画を参酌し、地域の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（以下、地方文化芸術推進基本計画）を策定するよう努めることとしています。
- ・本計画は、改正基本法に規定する地方文化芸術推進基本計画として位置づけ、本市の施策の推進にあたり、必要に応じて国の施策との連携を図るプランです。



3. 文化芸術を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少社会とライフスタイルの多様化への対応

我が国では少子高齢化の進展に伴い、平成20年（2008年）に人口減少社会に推移しました。この状態が続けば、経済の縮小や医療・介護費の逼迫など、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

本市においては、次期総合計画の推定によれば、今後もわずかに人口増加をし続け、本計画の期間が終了する平成35年（2023年）に約24万人のピークを迎え、その後、緩やかに減少するものとしています。そして、その間も少子高齢化は一層進展し続け、人口構成も大きく変わることが予想されています。

こうした中で、平均寿命は男女ともに80歳を超え、「人生100年時代」との言葉どおり、定年後も自らの能力を発揮し、また新たな才能を発掘することで、意欲的に自分らしいセカンドキャリアを築く人が増えています。また、生涯未婚率の上昇やパートナーとの死別などにより、いわゆる「おひとり様」と呼ばれる単身者が増えたことは、地域のコミュニティ形成やビジネスにおけるサービス提供の在り方に変化をもたらすなど、人の一生の捉え方の変化やライフスタイルの多様化が社会に与える影響には今後も注視していく必要があります。

このような社会状況の変化に対応するため、関連する分野との幅広い連携を図りながら、年齢や障がいの有無、経済状況等に関わらず、誰もが文化芸術に親しめるための環境整備を推進し、文化芸術によって生み出される多様な価値を地域の諸課題の改善や解決につなげる総合的な施策が求められます。

・文化芸術を支える基盤の脆弱化 ⇒ 視点①：文化芸術活動の環境整備

市民による自発的かつ主体的な文化芸術活動は、本市の文化芸術を支える重要な基盤です。しかし、今後確実に訪れる人口減少社会の到来は、その基盤の脆弱化を招く大きな懸念となります。

市民の文化芸術活動が将来にわたり安定して行われるためには、あらゆる主体と協力し、人的、金銭的等のあらゆる面で活動を支えるための環境を一体となって整備することが必要になります。

・深刻な文化芸術の担い手不足 ⇒ 視点②：文化芸術の未来への継承

文化芸術は、長い年月をかけて多くの人々の力によって形づくられるものですが、少子高齢化の進展は深刻な後継者不足、活動メンバーの高齢化を招き、活動の硬直化、単調化から円滑な継承の妨げとなる恐れもあります。

全ての人々が文化芸術を担い、その継承者となりうるものとして捉え、活動を始めるきっかけづくりや継続的な活動につなげられるよう、それぞれの対象に合わせた切れ目ない支援が求められます。

・地域コミュニティの衰退 ⇒ 視点③：文化芸術活動による交流の促進

居住年数の浅い若い世代や単身者は地域とつながる機会が比較的少なく、地域との関係性が希薄になることが懸念されています。また、そのような世帯の増加は地域コミュニティの衰退の一因ともなることから、人と地域をつなぐ施策が求められています。

文化芸術を通じた交流は、人と人とのつながりを深め、活気あるコミュニティ形成の契機として、寄せられる期待が一層高まっています。そのような文化芸術の役割に着目し、地域の中で身近に文化芸術に触れる機会を提供するため、他の生活分野との連携が必要になります。

(2) 幅広い情報通信技術（Information and Communication Technology:以下、ICT）の活用

パソコン技術の向上やインターネットの普及によるICTの発展は、今やあらゆる分野で活用が進み、私たちの生活に多大な利便性をもたらすものとして一定の地位を占めるようになっていきます。そして、このような技術の発展および活用は今後ますます加速するものと予想されます。

その主な原動力となっているのが、スマートフォンの急速な普及であり、平成29年版（2017年）情報通信白書（総務省発行）によれば、平成28年（2016年）には国内の世帯単位で7割、個人単位でも5割を上回る保有率を記録し、平成23年（2011年）からの5年間と比較して約4倍にまで上昇しています。

そして、スマートフォンの普及と同時に広がりを見せるソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）の発展は、誰もが情報の発信者として短時間かつ広範に伝達することを可能にし、また、それらの情報を享受することをこれまで以上に容易にするなど、情報メディアの在り方を大きく変容させました。

特に若い世代では、スマートフォンの普及率、一日のSNSの利用時間の割合が高く、すでに40代以下の世代では、パソコンよりもスマートフォンの利用が多くなっていることから、若い世代から順次、利用の中心がシフトしている様子が見えてきます。

これら情報通信技術を文化芸術活動に活用することで、その成果の普及や発信および享受を通じ、人と文化芸術とのつながりを強め、多様で広範な活動の展開に大きく貢献することが期待されます。

・あらゆる情報が溢れる社会 ⇒ 視点①：情報発信のプラットフォームの構築

文化芸術に関する情報は、市のほかに各施設、文化芸術団体等がそれぞれ発信しており、情報が分散している状態にあります。あらゆる情報が溢れる現代において、そのような情報が埋もれ、必要としている人の目に触れられないことも考えられます。

文化芸術に関する情報発信機能を強化するため、分散している情報を集約、整理するプラットフォームを構築し、これを活用することで効果的な情報提供の在り方への転換が必要になります。

・新たな情報媒体の活用 ⇒ 視点②：SNS等を活用した情報媒体の充実

本市の情報発信は、広報やまをを中心に、ホームページなどを媒体に行っていますが、その効果は一定程度にとどまり、必要な情報が届いているとは限りません。特に若い世代は、上記のような情報源に触れる機会が少なく、イベント等の認知状況もあまり良くないのが現状です。

あらゆる世代に対して確実に情報を届け、文化芸術とつなぐため、従来の広報媒体に加え、若い世代を中心に利用が進んでいるSNS等の活用を推進します。

(3) 持続可能で回復力のあるまちづくり

日々グローバル化が進む我が国では、多くの人々が国境を越えて行き交い、国内外の交流が盛んに行われています。特に文化芸術を通じた国際交流は、文化の多様性や互いの価値観への理解を促進することからその重要性が一層増しています。

一方で、前項で取り上げたICTの発展も相まって、人と人との交流のほか、その場にながら国内外のあらゆるモノやサービスの提供を受けられるようになったことは、地域の文化の均質化を招き、地域に対する愛着意識が薄れることが懸念されています。

人口減少社会を迎えるにあたっては、まちの持続可能性を高めるとともに、人口減少期間を短くし、早期の回復と安定を図ることが重要になります。

そのためには、より多くの方が地域に愛着を感じ、「住み続けたい」と思われるまちづくりの取り組みが必要になります。文化芸術の観点からは、文化芸術の持つ多様な価値をまちづくりに生かし、大和らしい魅力あるまちを形成することが求められます。

また、2020年東京大会はスポーツの祭典と同時に文化の祭典であることから、これを契機とする「文化プログラム」の全国展開を図ることとしています。各地域の文化芸術を広く発信するとともに、文化プログラムによって創出された新たな文化芸術の価値を大会開催後も遺産（レガシー）として残し、まちの魅力として活用していくことを考えなければいけません。

・多様な文化に親しむ ⇒ 視点①：文化芸術を通じた国際交流

本市には75ヶ国という多様な国籍と、総人口のおよそ3%にあたる6,500人を超す外国籍市民が在籍しており、そのうち60%以上の方が永住者として暮らしています。このような方々の存在は、本市の多様な文化を形成する上で重要な役割を担っています。

条例に掲げる「多文化共生のための施策」の更なる推進を図り、文化芸術による国境を越えた交流が活発になることは、大和らしさを創出する大切な要素となります。

・地域への理解、愛着を育む ⇒ 視点②：歴史的文化財の保存および活用

地域に伝わる伝統行事や歴史的な文化遺産の数多くは、市民の貴重な財産として継承されています。これら文化財は地域の歴史や文化を認識させ、地域への理解や愛着を育み、個性あるまちづくりの基礎となるものです。

文化財を確実に次代へ継承しつつ、公開、活用等の積極的な鑑賞機会の提供を通じ、文化財に対する市民への理解とそれによる新たな価値の創出を図ることが求められます。

・まちの活力を増進する ⇒ 視点③：文化芸術によるまちの魅力づくり

文化施設等で行われる文化芸術活動は、その周辺の観光、産業、まちづくりなど、まちの活力を増進する関連分野への波及効果が極めて高いものと考えます。

これらの分野との連携を密にし、文化芸術による魅力あるまちの形成につなげることで、住み続けたい、住んでみたいと選ばれるまちの実現に寄与するとともに、それによって得られた成果を文化芸術の振興に生かす総合的な取り組みが必要になります。

4. 計画の体系

(1) 計画の基本的な考え方

- ・条例には、本市において文化芸術振興を図る目的と基本理念が示されています。
- ・この考えは、本計画で掲げる目指すべき姿や施策を進めるうえでの基本となるものです。

大和市文化芸術振興条例

第1条（目的）

○この条例は、文化芸術振興についての基本理念、市民の役割、市の役割及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条（基本理念）

- 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることをかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

(2) 目指すべき姿

- ・地域固有の文化や歴史を守り、市民による多彩な文化芸術活動を育てることは、まちへの誇りと愛着を深め、地域の個性の発揮と活力の向上に大きな役割を果たします。
- ・また文化芸術は、人々の心に潤いや安らぎ、豊かな心を育むもの、人と人とのつながりを深め、まちに元気をもたらすものとして、大きな期待が寄せられています。
- ・本市では、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある市民生活および活力ある地域社会を実現するため、文化芸術によって市民・まちが輝ける「文化の薫るまち やまと」を目指します。

心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会の実現

イメージ化

文化の薫るまち やまと

文化芸術により輝く市民・まち

(3) 施策の方向性

前項に掲げる目指すべき姿「文化の薫るまち やまと」の実現に向けて、これまでの計画での課題や文化芸術を取り巻く社会状況の変化による視点を踏まえ、各施策をより実効性のあるものとするため、重点的に取り組むべき事項を施策の方向性として設定します。

○エンパワーメント ～市民の創造力・文化力の向上～

誰もが主体的かつ自発的に文化芸術活動を行うための支援として、その活動を支える場の提供および人材の育成、充実等の文化芸術に親しめる環境整備に取り組みます。

また、文化芸術による交流は、人と人との相互理解を深め、活気あるコミュニティ形成の契機にもなることから、地域の中でさまざまな文化芸術と出会う機会を増やします。

○プロモーション ～文化芸術の情報発信機能の充実～

市内で行われている多彩な文化芸術活動に関する情報を確実に市民に届け、興味や関心、参加意欲の喚起を促すための工夫を凝らしつつ、あらゆる媒体を活用した情報発信機能の充実を図ります。

○オリジナリティ ～文化芸術による大和らしさの創出～

大和で守り育てられてきた文化的魅力や地域の伝統行事、地域特性を生かし、個性的で独自性のある文化芸術事業を展開することで、まちの魅力を高め、大和らしさを創出します。

上記の3つの要素を基本的な施策の方向性として推進するとともに、各要素が関連し合うことによって生まれる相乗効果を最大限発揮することで、目指すべき姿の実現に向けた取り組みをより実行力のあるものにします。



(4) 施策目標と具体的方策

施策目標は第2期計画を踏襲します。各目標の具体的方策は、第2期計画の方策を継承しつつ、前項の施策の方向性を踏まえ、「重点方策」と「方策」に分けて新たに作成します。

(1) 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

重点方策：誰もが文化芸術に日常的に親しめる環境の整備 エンパワーメント

方策①：市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援

方策②：芸術性の高い文化芸術を鑑賞する機会の充実

方策③：文化芸術の力を社会へ生かす取り組みの推進

(2) 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

重点方策：歴史的資源の保存、継承、活用の推進 オリジナリティ・プロモーション

方策①：地域の歴史・文化を知り、学ぶ機会の充実

方策②：大和らしい歴史的・文化的景観の発掘、発信

(3) すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

重点方策：文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実 エンパワーメント

方策①：子どもの文化芸術活動サポートする体制の整備

方策②：創造活動の成果を発表する機会の充実

(4) 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

重点方策：文化芸術活動を支える仕組みの整備 エンパワーメント

方策①：若者の創造活動への支援

方策②：伝統文化継承者の育成

(5) 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

重点方策：文化芸術に関する情報発信力の強化 プロモーション

方策①：多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催

方策②：文化芸術の振興に寄与した人の顕彰

方策③：文化創造拠点と地域をつなぐ取り組みの推進

(6) 多文化共生社会の実現を目指し様々な文化に親しめる環境をつくる

重点方策：文化芸術を通じた多文化交流の機会の充実 オリジナリティ

方策①：海外都市との文化芸術交流の推進

方策②：世界の文化芸術に触れる機会の創出

7. 文化芸術振興の担い手と役割

○各方策における文化芸術振興の担い手の役割を示します。

8. モニタリング

○計画の進捗状況を把握するため、第2期計画の指標を見直すとともに、新たな方策に対応した項目を設定します。

9. 参考資料

- ・大和市文化芸術振興基本計画（改定案）の諮問・答申
- ・大和市文化芸術振興条例
- ・大和市文化芸術振興条例施行規則